

北見市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成23年10月28日

北見市議会議長 仁部 敏雄



条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

- 1 日時 平成23年10月31日（月） 午前10時00分
- 2 場所 北見市議会 3階 本会議場（北見市北5条東2丁目）
- 3 案件名 北見市庁舎敷地の北見赤十字病院への無償貸与の賛否を問うための住民投票条例の制定について
- 4 意見を述べる者 条例制定請求代表者 鹿野 滢子
- 5 意見を述べる時間 30分以内
- 6 傍聴 傍聴席は80席（傍聴希望者が80人を超えたときは先着順により決定する。）